

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成25年4月



スミダコーポレーション株式会社

この目論見書により行う株式1,640,380千円（見込額）の募集（一般募集）及び株式245,750千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年4月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（＊1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（＊2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（＊3）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（＊2）に係る有価証券の借入れ（＊3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

＊1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年4月6日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年4月15日から平成25年4月18日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

＊2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

＊3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.sumida.com/jpn/investors/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定  
売出価格 未定

スミダコーポレーション株式会社

東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルディング

## 目 次

頁

### 【表紙】

(株価情報等)

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】 .....       | 1  |
| 2 【大量保有報告書等の提出状況】 .....             | 1  |
| 第一部 【証券情報】 .....                    | 2  |
| 第1 【募集要項】 .....                     | 2  |
| 1 【新規発行株式】 .....                    | 2  |
| 2 【株式募集の方法及び条件】 .....               | 2  |
| 3 【株式の引受け】 .....                    | 4  |
| 4 【新規発行による手取金の使途】 .....             | 5  |
| 第2 【売出要項】 .....                     | 6  |
| 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】 .....   | 6  |
| 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】 ..... | 6  |
| 【募集又は売出しに関する特別記載事項】 .....           | 7  |
| 第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....            | 8  |
| 第二部 【公開買付けに関する情報】 .....             | 9  |
| 第三部 【参照情報】 .....                    | 9  |
| 第1 【参照書類】 .....                     | 9  |
| 第2 【参照書類の補完情報】 .....                | 9  |
| 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....          | 12 |
| 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....           | 12 |
| 第五部 【特別情報】 .....                    | 12 |
| 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 .....   | 13 |
| 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....          | 14 |

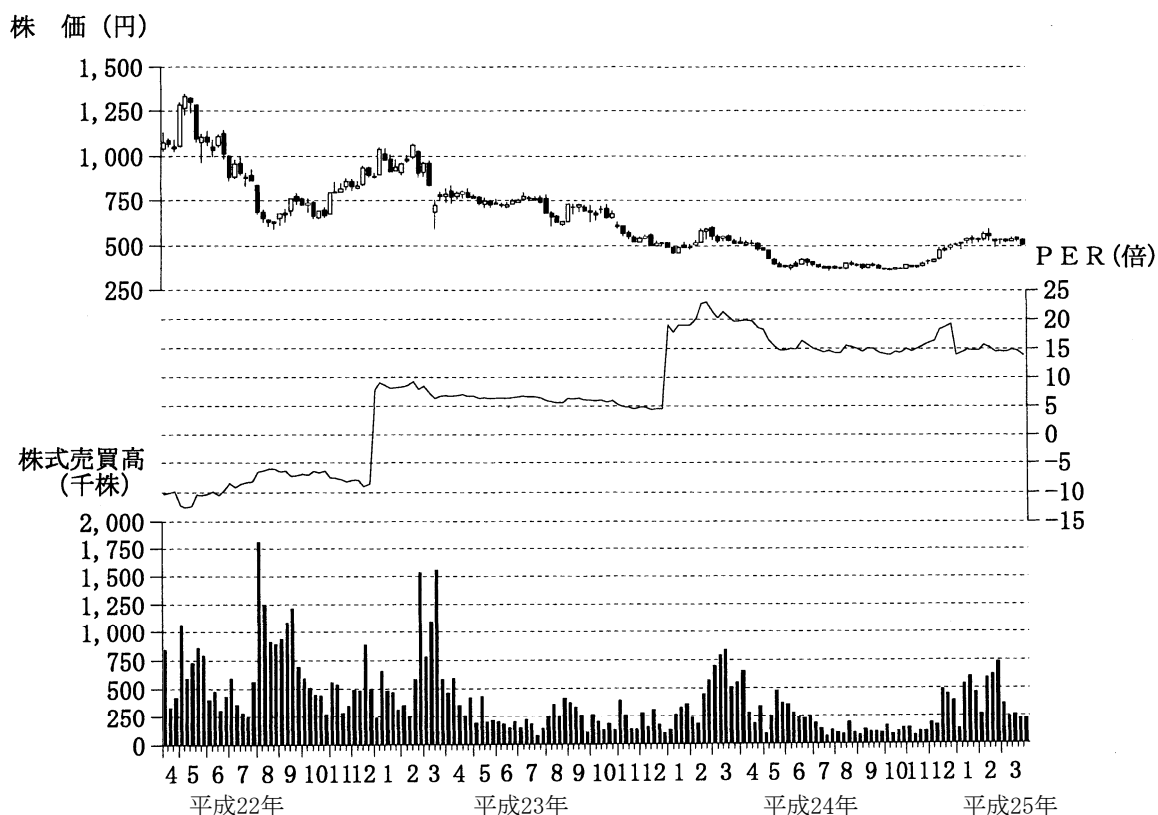
## 【表紙】

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】                  | 有価証券届出書                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 【提出先】                   | 関東財務局長                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【提出日】                   | 平成25年4月5日                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 【会社名】                   | スミダコーポレーション株式会社                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 【英訳名】                   | SUMIDA CORPORATION                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 【代表者の役職氏名】              | 代表執行役CEO 八幡 滋行                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【本店の所在の場所】              | 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルヂング                                                                                                                                                                                                                                             |
| 【電話番号】                  | (03)3272-7100番 (代表)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【事務連絡者氏名】               | 代表執行役CFO 本多 慶行                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【最寄りの連絡場所】              | 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルヂング                                                                                                                                                                                                                                             |
| 【電話番号】                  | (03)3272-7100番 (代表)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 【事務連絡者氏名】               | 代表執行役CFO 本多 慶行                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】      | 一般募集 1,640,380,000円<br>オーバーアロットメントによる売出し 245,750,000円                                                                                                                                                                                                                 |
|                         | (注) 1. 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。<br>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。<br>2. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年3月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】            | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。<br>2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。                                                                                                         |
| 【縦覧に供する場所】              | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)                                                                                                                                                                                                                                      |

(株価情報等)

## 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年4月5日から平成25年3月29日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成22年4月5日から平成22年12月31日については、平成21年12月期有価証券報告書の平成21年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成23年1月1日から平成23年12月31日については、平成22年12月期有価証券報告書の平成22年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年1月1日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年1月1日から平成25年3月29日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成21年12月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年10月5日から平成25年3月29日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第 1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容                                        |
|------|------------|-------------------------------------------|
| 普通株式 | 3,500,000株 | 権利内容に何ら限定のない当社株式における標準となる株式<br>単元株式数 100株 |

- (注) 1. 平成15年10月22日及び平成16年7月26日開催の取締役会における決議による委任に基づき、平成25年4月5日付の代表執行役CEOの決定により発行します。
2. 本募集（以下「一般募集」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。  
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
3. 一般募集とは別に、平成15年10月22日及び平成16年7月26日開催の取締役会における決議による委任に基づき、平成25年4月5日付の代表執行役CEOの決定によって、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決定しております。
4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

平成25年4月15日(月)から平成25年4月18日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

##### (1)【募集の方法】

| 区分          | 発行数        | 発行価額の総額（円）    | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|------------|---------------|-------------|
| 株主割当        | —          | —             | —           |
| その他の者に対する割当 | —          | —             | —           |
| 一般募集        | 3,500,000株 | 1,640,380,000 | 820,190,000 |
| 計（総発行株式）    | 3,500,000株 | 1,640,380,000 | 820,190,000 |

- (注) 1. 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月29日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 (円)                                                                                                                     | 発行価額 (円)        | 資本組入額 (円)    | 申込株数単位 | 申込期間                                             | 申込証拠金 (円)       | 払込期日                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|--------|--------------------------------------------------|-----------------|---------------------------|
| 未定<br>(注) 1. 2.<br>発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値) に0.90~1.00を乗じた価格 (1円未満端数切捨て) を仮条件とします。 | 未定<br>(注) 1. 2. | 未定<br>(注) 1. | 100株   | 自 平成25年 4月19日 (金)<br>至 平成25年 4月22日 (月)<br>(注) 3. | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成25年 4月25日 (木)<br>(注) 3. |

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年 4月15日 (月) から平成25年 4月18日 (木) までの間のいずれかの日 (発行価格等決定日) に、一般募集における価額 (発行価格) を決定し、併せて発行価額 (当社が引受人より受取る 1株当たりの払込金額) 及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等 (発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。) が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項 (発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。) について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト ( [URL] <http://www.sumida.com/jpn/investors/>) (以下「新聞等」という。) で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年 4月12日 (金) から平成25年 4月18日 (木) までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年 4月15日 (月) から平成25年 4月18日 (木) までを予定しております。

したがって、

- ① 発行価格等決定日が平成25年 4月15日 (月) の場合、申込期間は「自 平成25年 4月16日 (火) 至 平成25年 4月17日 (水)」、払込期日は「平成25年 4月22日 (月)」
- ② 発行価格等決定日が平成25年 4月16日 (火) の場合、申込期間は「自 平成25年 4月17日 (水) 至 平成25年 4月18日 (木)」、払込期日は「平成25年 4月23日 (火)」
- ③ 発行価格等決定日が平成25年 4月17日 (水) の場合、申込期間は「自 平成25年 4月18日 (木) 至 平成25年 4月19日 (金)」、払込期日は「平成25年 4月24日 (水)」
- ④ 発行価格等決定日が平成25年 4月18日 (木) の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6. 申込証拠金には、利息をつけません。

7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

① 発行価格等決定日が平成25年4月15日(月)の場合、受渡期日は「平成25年4月23日(火)」

② 発行価格等決定日が平成25年4月16日(火)の場合、受渡期日は「平成25年4月24日(水)」

③ 発行価格等決定日が平成25年4月17日(水)の場合、受渡期日は「平成25年4月25日(木)」

④ 発行価格等決定日が平成25年4月18日(木)の場合、受渡期日は「平成25年4月26日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

| 店名              | 所在地               |
|-----------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 浅草支店 | 東京都台東区雷門二丁目17番12号 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

3 【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所               | 引受株式数      | 引受けの条件                                                                                                                              |
|------------|------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野村證券株式会社   | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 3,500,000株 | 1. 買取引受けによります。<br>2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。<br>3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 計          | —                | 3,500,000株 | —                                                                                                                                   |

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,640,380,000 | 15,000,000   | 1,625,380,000 |

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年3月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

##### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,625,380,000円については、一般募集と同日付をもって代表執行役CEOが決定した本件第三者割当増資の手取概算額上限232,340,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,857,720,000円について、1,490,000,000円を平成25年5月から平成25年12月末までに当社子会社への投融資資金に充当し、残額が生じた場合は財務体質改善のため、平成26年1月20日に償還期限が到来する第4回無担保社債の償還資金の一部に充当する予定であります。

投融資先の資金使途については、SUMIDA ELECTRIC (JI'AN) CO., LTD. においては、生産立地の最適化の観点から、中国・広州エリアからの生産移管を進めてきた従来の家電製品関連に加え、車載関連の生産能力増強等のための設備投資資金として700,000,000円、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC. においては、顧客の開発スピード・製造スピードに対応するため、単品からモジュール化推進の研究開発のための設備投資資金として190,000,000円、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S.A. DE C.V. においては、北米市場において需要の高まりを見せている車載関連製品の生産能力増強等の設備投資資金として300,000,000円及び Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd. においては、ガラス入りRFID等のインダストリー分野製品の量産化に向けた設備投資資金として300,000,000円を充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書（第58期）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成25年4月5日）現在、以下のとおりとなっております。

| 会社名<br>事業者名                               | 所在地    | セグメント<br>の名称 | 設備の内容   | 投資予定金額      |               | 資金調達<br>方法 | 着手及び完了予定年月 |          | 完成後の<br>増加能力   |
|-------------------------------------------|--------|--------------|---------|-------------|---------------|------------|------------|----------|----------------|
|                                           |        |              |         | 総額<br>(百万円) | 既支払額<br>(百万円) |            | 着手         | 完了       |                |
| SUMIDA ELECTRIC (JI'AN) CO., LTD.         | 中国・江西省 | アジア・パシフィック事業 | 製造設備／機械 | 700         | —             | 当社からの投融資資金 | 平成25年5月    | 平成26年12月 | (注) 3.         |
| SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.            | 米国・シカゴ | アジア・パシフィック事業 | 研究開発設備  | 190         | —             | 当社からの投融資資金 | 平成25年7月    | 平成25年11月 | 研究開発設備のため、殆どなし |
| SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S.A. DE C.V. | メキシコ   | E U 事業       | 製造設備／機械 | 300         | —             | 当社からの投融資資金 | 平成25年7月    | 平成25年12月 | (注) 3.         |
| Sumida Electric (Thailand) Co., Ltd.      | タイ     | アジア・パシフィック事業 | 製造設備／機械 | 300         | —             | 当社からの投融資資金 | 平成25年6月    | 平成25年12月 | (注) 3.         |

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 「当社からの投融資資金」は、当社が今回の一般募集及び本件第三者割当増資による調達資金を子会社へ投融資するものであります。なお、当該調達資金で不足のある場合には、自己資金により子会社への投融資を行います。

3. 生産能力増強を目的とするものですが、完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載を省略しております。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類   | 売出数      | 売出価額の総額（円）  | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称      |
|------|----------|-------------|------------------------------|
| 普通株式 | 500,000株 | 245,750,000 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号<br>野村證券株式会社 |

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/jpn/investors/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3. 売出価額の総額は、平成25年3月29日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 売出価格（円）     | 申込期間                                        | 申込単位 | 申込証拠金（円）                | 申込受付場所                     | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|---------------------------------------------|------|-------------------------|----------------------------|----------------|----------|
| 未定<br>（注）1. | 自 平成25年4月19日（金）<br>至 平成25年4月22日（月）<br>（注）1. | 100株 | 1株につき<br>売出価格と<br>同一の金額 | 野村證券株式<br>会社の本店及<br>び全国各支店 | —              | —        |

（注）1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 （2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

#### 2. 株式の受渡期日は、平成25年4月26日（金）（※）であります。

※ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 （2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

#### 3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

#### 4. 申込証拠金には、利息をつけません。

#### 5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社である野村證券株式会社が当社株主から500,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、500,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は、平成15年10月22日及び平成16年7月26日開催の取締役会における決議による委任に基づき、平成25年4月5日付の代表執行役CEOの決定によって、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式500,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成25年5月10日を払込期日として行うことを決定しております。（注）1．

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年5月1日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2．）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1． 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |                                                                                                                                       |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 500,000株                                                                                                                       |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。                                                                                             |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | 野村證券株式会社                                                                                                                              |
| (5) 申込期間（申込期日）       | 平成25年5月9日（木）                                                                                                                          |

- |            |                  |
|------------|------------------|
| (6) 払込期日   | 平成25年 5 月10日 (金) |
| (7) 申込株数単位 | 100株             |

2. シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成25年 4 月15日 (月)の場合、「平成25年 4 月18日 (木)から平成25年 5 月 1 日 (水)までの間」
  - ② 発行価格等決定日が平成25年 4 月16日 (火)の場合、「平成25年 4 月19日 (金)から平成25年 5 月 1 日 (水)までの間」
  - ③ 発行価格等決定日が平成25年 4 月17日 (水)の場合、「平成25年 4 月20日 (土)から平成25年 5 月 1 日 (水)までの間」
  - ④ 発行価格等決定日が平成25年 4 月18日 (木)の場合、「平成25年 4 月23日 (火)から平成25年 5 月 1 日 (水)までの間」
- となります。

## 2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主であるヤワタビル株式会社及び八幡滋行は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第58期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）平成25年3月21日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年4月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月22日に関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年4月5日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年4月5日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年4月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 〔事業等のリスク〕

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成25年3月21日）現在において当社グループが判断したものであります。

##### ① 経済動向に係るリスク

当社グループでは事業拠点を世界各地域に分散させ、特定地域に偏らない事業展開を進めるとともに、特定の取引先への依存度を過度に高くすることなく、幅広い分野の顧客向けに事業展開し、各国の景気変動の影響を最小限にとどめるようにしております。また顧客からの要請に対しては迅速な設計、原材料調達先の多様化、部材の内製化、輸送手段の効率化などを進め、顧客からの信頼性や品質・機能の要求を満たす製品を提供していく体制を作っております。しかし、当社グループが属するエレクトロニクス業界は世界経済の影響を受やすい、変化の激しい業界であります。世界各国の急激な景気変動の影響を受け、急激な需要の変化により、当社グループを取り巻く経営環境が直接あるいは間接的に影響を受けることがあります。また、エレクトロニクス市場は今後も拡大していく市場であり、市場の拡大は参入企業の増加、潜在的な競業企業の増加も考えられ、厳しい競争の中、製品に対する顧客の要求も厳しくなる可能性があります。

##### ② 為替・金利動向に係るリスク

当社グループは当連結会計年度で売上げの約80%が海外売上で、製造はほぼ100%海外のため、取引の多くが米ドル、ユーロなどの外貨建てであります。オランダにあるセントラル・インハウス・バンクを中心にグローバルに取引通貨の相当部分を相殺しており、また為替予約を行う等、為替変動による連結業績への影響を最小限に

とどめるように努めております。しかしながら、連結財務諸表作成のため外貨建て財務諸表を日本円に換算した際に、為替変動より財政状態及び経営成績は影響を受けることがあります。

また、当社グループでは、金利動向を的確に把握し機動的な資金調達を行う一方で、調達方法の多様化を図る等金利動向の影響を最小限にとどめるべく対応しておりますが、借入金等に係る金利動向によっては、当社グループの収益に影響を与える場合があります。

#### ③ 技術革新及び価格競争に係るリスク

当社グループは変化の激しいエレクトロニクス業界において、常にリーディングカンパニーであることを目指し、顧客に対しより良い製品を満足できる価格で提供し、顧客の支持を拡大できるよう努力を積み重ねております。当社グループでは他社との製品上の競争関係において、より有利な地位を占めるため積極的な研究開発投資を続け、製品の差別化を図り、価格面でも競争力のある製品を提供し続ける所存です。

しかしながら、エレクトロニクス業界では当社グループと競業企業との間で技術面・価格面における競争は年々ますます激しいものとなっております。特に近年においては中国・台湾及び韓国における現地競業企業の台頭がめざましいものがあり、今後の業績に影響を与える可能性があります。

#### ④ 原材料等の調達に係るリスク

当社グループは多くの原材料を外部調達しており、またその価格は国際市況に連動していることから、市況の変動に伴い業績に影響を与える可能性があります。また供給元における事故等の事由による原材料の供給不足、供給中断により業績に影響を与える可能性もあります。

#### ⑤ 在庫リスク

当社グループはお客様の短納期要求に対応して製品在庫を保有しております。生産拠点では受注生産を基本に、リードタイム短縮を図り棚卸資産の削減に努めておりますが、顧客の需要予測の変動等によっては、当社グループが在庫リスクを負うことになり、業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

#### ⑥ 顧客に対する信用リスク

当社グループの顧客の業績は、景気動向、個人消費動向や季節性、新製品導入、新しい仕様・規格に対する需要予測及び技術革新等の事業環境に影響を受けます。そのため、当社グループの顧客の事業環境が悪化し、財務上の問題に直面した場合には、売上債権の一部が回収不能となることも想定され、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑦ 知的財産権に係るリスク

当社グループでは、特許等知的財産権の管理を行う知財部門を強化し、当社グループの開発による新技術を実に当社グループで権利化するとともに、製品の開発・販売に際し、第三者の特許権、意匠権、その他知的財産権との抵触が発生しないように事前調査を行い、抵触可能性が予見される場合は回避策をとるなど、第三者の知的財産権の侵害を未然に防止できるよう、万全の注意を払っております。

しかしながら、世界各国において特許が日々出願されており、意図せずに第三者の特許権・意匠権等と抵触するような事態を招き、法廷の内外で相当の損害賠償金又はロイヤルティーを請求される可能性があります。

また、当社グループは自前のブランドの価値を高める努力をしておりますが、世界においては模造品が多数発生しております。当社グループは模造品撲滅に注力しておりますが、模造品の流通により当社グループの売上が減少する可能性があります。

#### ⑧ 海外展開に伴うリスク

当社グループの製造拠点はほぼ海外（中国、ドイツ等）であり、中でも中国が中心となっております。また、当連結会計年度の連結売上高の約80%が海外売上となっております。

各国・各地域の政治、社会、経済状況等の情報把握には万全の努力を払っております。特に各地域における各種関連法規制に関しましては、法令遵守の観点から適切な対応を図っておりますが、他方、近年、経済のクロスボーダー化の一層の進行の中で、制度変更あるいは各国間での制度対応の差異等が事業に影響を及ぼすケースも散見されており、経済合理性の観点から一段と海外事業展開を図る一方で、制度法令解釈の相違により生じ得るリスクにも十分に留意しつつ対応に努めております。

しかしながら、海外展開にあたっては、当社グループが事業展開を行っている地域での戦争・テロ等の政治的リスク、海外各国における予期せぬ法規制等の変更、疾病の流行等の社会的リスク、景気動向、為替変動等市場要因による経済的リスク等、様々なリスクが当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 品質・製造物責任に係るリスク

当社グループは常に製品の品質向上に尽力し、製品の品質確保に万全を期しておりますが、当社グループ製品

の要求仕様への不一致や欠陥により供給先である顧客の製造ラインが停止する事態や、欠陥を含んだ当社グループの製品を利用した電子機器に不具合が生じる事態も考えられます。欠陥又はその他の問題が発生した場合は、当社グループの売上高、市場シェア、当社グループブランドに対する信頼又は評価、市場認知度、開発などに影響が与える可能性があり、また顧客からの法的手段による請求の可能性もあります。

⑩ M&A等による事業拡大に係るリスク

当社グループは技術力の強化や販売網の拡充を目的に、当社グループ以外の会社との事業提携、合併及び買収（以下M&A等）を行うことにより、中期経営計画の達成を目指しております。M&Aの実施にあたっては事前に相乗効果の有無を見極めてから実施を決定し、完了後は相乗効果を最大にするように経営努力をしております。しかしM&A等の完了後に、対象会社との経営方針のすり合わせや業務部門における各種システム及び制度の統合等に当初想定以上の負担がかかることにより、予想されたとおりの相乗効果が得られない可能性があります。また、M&A等に係る費用等が、一時的に当社グループの経営成績、財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

⑪ 税務に係るリスク

当社グループを構成する事業法人は世界十数カ国に存在し、それぞれが各国の税法に準拠して税額計算し、適正な形で納税を行っております。当社グループとしては、各国制度法令解釈の相違により生じ得るリスクにも十分に留意し、各国の諸規則を遵守しつつ、グループとしての最適なタックス・プランニングを検討、実施すべく対応に努めております。しかしながら、近年各国はそれぞれの立場から移転価格等で適正税額を主張するスタンスをとっており、各国での制度運用・解釈の結果が事業、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 情報セキュリティ

当社グループは、技術、営業、その他の事業に関する営業機密を多数有しています。当社グループでは、情報管理において万全の体制を構築しておりますが、予期せぬ事態によって情報が外部に流出し、これを第三者が不正に取得し、使用する可能性もあります。こうした事態が発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響をおよぼす可能性があります。

⑬ 大規模災害などのリスク

大地震等の災害や内乱、疫病等により社会的に混乱がおきた場合、生産及び販売活動に重大な悪影響をおよぼす可能性があります。

⑭ 国内環境規制などのリスク

当社グループは、国内において地球温暖化防止、水質汚濁、大気汚染、廃棄物処理、製品に含有する化学物質、土壌・地下水汚染などに関する様々な環境法令の規制を受けております。当社グループでは、これら法令を遵守し、事業活動を進めておりますが、地球環境保全の観点から、今後ますます規制が強化され、これに適応するための費用の増大が予想されます。また環境規制への適応が極めて困難な場合、想定を超える費用の発生や事業からの部分撤退、当社グループへの社会的信頼が損なわれる可能性も想定され、当社グループの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 人材の採用・確保について

当社グループの事業展開は、開発、生産、販売、財務、経営管理等のすべてのプロセス、分野における優秀な人材の確保に依存しています。特にグローバルな事業展開推進には、人材の確保が必要不可欠と考えています。しかし、優秀な人材に対する需要が高まる一方、優秀な人材は限られており、その確保のための競争が激しくなっています。これに対して当社グループでは、人材の確保に注力するとともに、適性を重視した配置など社員のモチベーションを高める諸施策により、社員の定着・育成に努めております。しかし、雇用環境の変化などにより当社が求める人材の確保やその定着・育成が計画通りに進まなかった場合には、当社グループの将来の成長に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 有利子負債に関するリスク

当社グループでは、当事業の運営のため取引銀行からの借入金等の確保は不可欠であります。当連結会計年度末における有利子負債（借入金及び社債）の総資産に占める割合は60%となっております。そのため、経済状況の変化により、金融機関の貸出し姿勢等が厳しくなり、当社グループの資金調達に支障をきたす状況となった場合、当社グループの経営成績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

⑰ 公的規制とコンプライアンスについて

当社グループは、国内及び諸外国・地域において、法規制や政府の許認可等、様々な公的規制の適用を受けております。こうした公的規制に違反した場合、監督官庁による処分、訴訟の提起、さらには事業活動の停止に至るリスクや企業ブランド価値の毀損、社会的信用の失墜等のリスクがあります。

当社グループでは、公的規制の対象領域ごとに主管する部門を決めて対応しております。また、公的規制に対応した社内ルールを定め、未然に違反を防止するための対応をとっております。

これらの取組みに加え、当社ではコンプライアンス委員会を設け、法令遵守のみならず、役員・従業員が共有すべき倫理観、遵守すべき倫理規範等を「スミダの経営の関する諸原則・行動規範」として制定し、当社及び関係会社における行動指針の遵守並びに法令違反等の問題発生を全社的に予防するとともに、コンプライアンス上の問題を報告する内部通報制度を設けております。

しかし、グローバルに事業を展開するなかで、国や地域において、公的規制の新設・強化や想定外の適用等により、当社グループが公的規制に抵触することになった場合には、事業活動が制限されたり、公的規制の遵守に係る費用が増加する等、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

スミダコーポレーション株式会社本社  
(東京都中央区日本橋三丁目12番2号 朝日ビルヂング)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。

## 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 会社名      | スミダコーポレーション株式会社   |
| 代表者の役職氏名 | 代表執行役 C E O 八幡 滋行 |

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、算定基準日（平成25年1月31日）以前3年間の金融商品市場における売買金額の合計を3で除して得た額が100億円以上であり、かつ、3年平均上場時価総額が100億円以上であります。
  - (1) 売買金額の合計を3で除して得た額 17,152百万円
  - (2) 3年平均上場時価総額 12,917百万円

(参考)

(平成23年1月31日の上場時価総額)

|                     |             |             |
|---------------------|-------------|-------------|
| 東京証券取引所に<br>おける最終価格 | 発行済株式総数     |             |
| 924円 ×              | 19,944,317株 | = 18,428百万円 |

(平成24年1月31日の上場時価総額)

|                     |             |            |
|---------------------|-------------|------------|
| 東京証券取引所に<br>おける最終価格 | 発行済株式総数     |            |
| 488円 ×              | 19,944,317株 | = 9,732百万円 |

(平成25年1月31日の上場時価総額)

|                     |             |             |
|---------------------|-------------|-------------|
| 東京証券取引所に<br>おける最終価格 | 発行済株式総数     |             |
| 531円 ×              | 19,944,317株 | = 10,590百万円 |

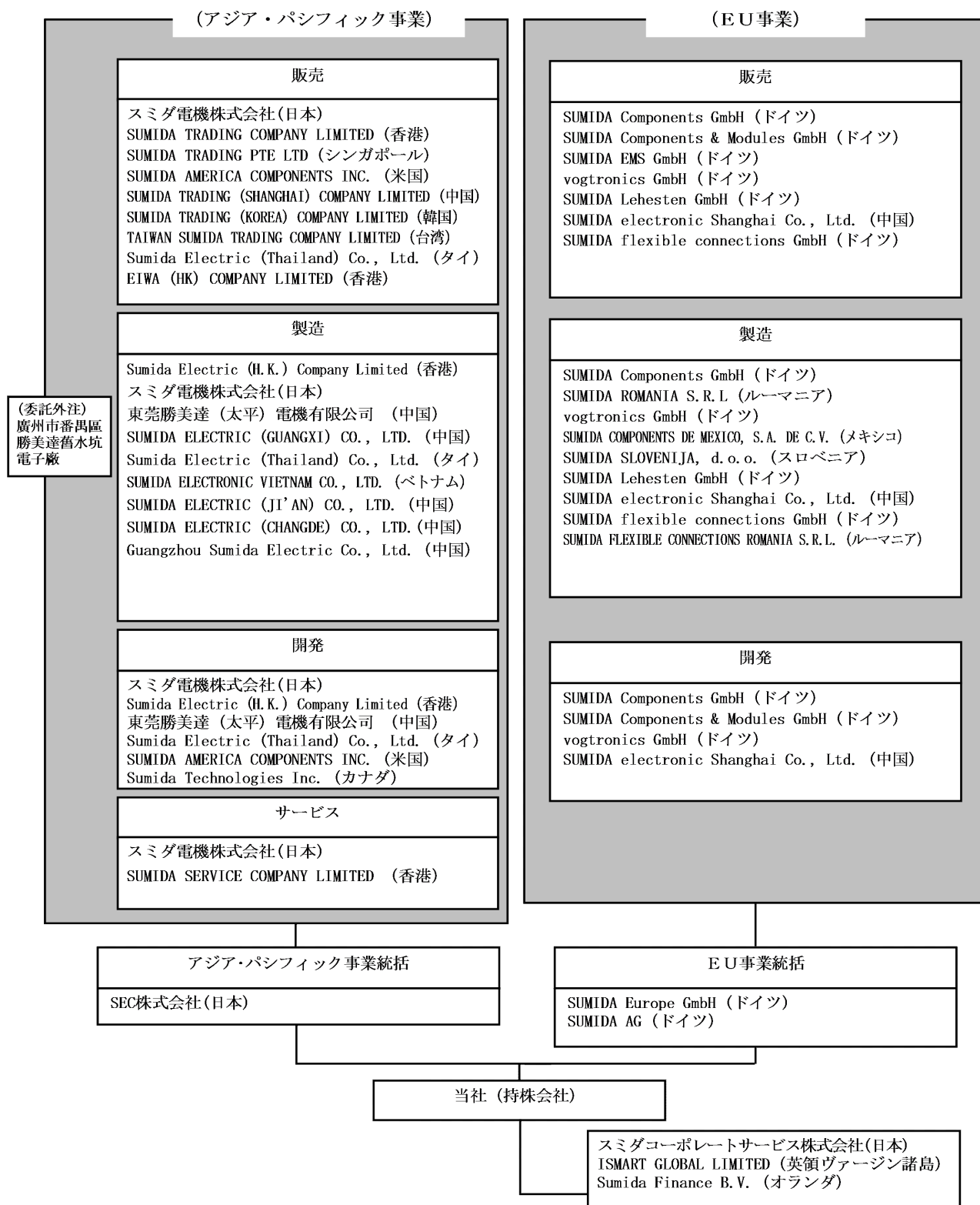
## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

## 1 事業内容の概要

当社グループは、純粋持株会社である当社（スミダコーポレーション株式会社）及び国内外連結子会社36社（平成25年4月5日現在）で構成されており、生産・販売・研究開発体制を基礎とした地域別に「アジア・パシフィック事業」と「EU事業」の2つの事業に区分しております。当社が、製品・サービスについて地域ごとに包括的な戦略を立案・決定し、当社による事業活動の支配・管理の下、各事業では、音響・映像・OA・車載用・産業用機器等の電子部品、高周波コイルの研究・開発・設計・製造・販売を行っています。

主な当社グループ会社の事業系統図は次のとおりであります。

〔事業系統図〕



## 2 主要な経営指標等の推移

### (1) 連結経営指標等

| 回次                                       | 第54期     | 第55期     | 第56期     | 第57期     | 第58期     |
|------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月                                     | 平成20年12月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 |
| 売上高（百万円）                                 | 55,733   | 43,652   | 53,445   | 52,759   | 51,300   |
| 経常利益又は経常損失（△）<br>（百万円）                   | △146     | △773     | 2,241    | 1,294    | 1,100    |
| 当期純利益又は当期純損失<br>（△）（百万円）                 | △5,742   | △2,009   | 2,210    | 496      | 691      |
| 包括利益（百万円）                                | —        | —        | —        | △996     | 2,881    |
| 純資産額（百万円）                                | 14,700   | 11,068   | 8,848    | 7,186    | 9,871    |
| 総資産額（百万円）                                | 60,813   | 54,504   | 49,410   | 47,497   | 46,788   |
| 1株当たり純資産額（円）                             | 718.04   | 545.55   | 433.22   | 348.92   | 479.66   |
| 1株当たり当期純利益金額又<br>は1株当たり当期純損失金額<br>（△）（円） | △298.91  | △104.57  | 115.05   | 25.85    | 36.00    |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益（円）                 | —        | —        | —        | —        | —        |
| 自己資本比率（％）                                | 22.7     | 19.2     | 16.8     | 14.1     | 19.7     |
| 自己資本利益率（％）                               | △27.1    | △16.6    | 23.5     | 6.6      | 8.7      |
| 株価収益率（倍）                                 | —        | —        | 7.7      | 19.8     | 13.9     |
| 営業活動によるキャッシュ・<br>フロー（百万円）                | 2,015    | 1,888    | 3,095    | 1,536    | 3,003    |
| 投資活動によるキャッシュ・<br>フロー（百万円）                | △1,687   | △128     | △1,794   | △2,493   | △2,774   |
| 財務活動によるキャッシュ・<br>フロー（百万円）                | 2,717    | △3,529   | △2,191   | 1,160    | △4,909   |
| 現金及び現金同等物<br>の期末残高（百万円）                  | 10,502   | 9,064    | 7,275    | 6,851    | 2,557    |
| 従業員数（人）                                  | 18,106   | 19,383   | 20,003   | 19,651   | 18,141   |

（注）1. 売上高には、消費税は含まれておりません。

2. 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

4. 第56期、第57期及び第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

5. 第54期及び第55期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 第56期より、表示単位未満の記載方法を四捨五入から切捨てに変更しております。なお、比較を容易にするため、第55期以前についても表示単位を切捨てに組替えて表示しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

| 回次                           | 第54期       | 第55期       | 第56期       | 第57期       | 第58期       |
|------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月                         | 平成20年12月   | 平成21年12月   | 平成22年12月   | 平成23年12月   | 平成24年12月   |
| 営業収益（百万円）                    | 2,145      | 387        | 708        | 1,337      | 942        |
| 経常利益（百万円）又は経常損失（△）           | 631        | △90        | △265       | 594        | 295        |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）         | △64        | △117       | 244        | 515        | △1,055     |
| 資本金（百万円）                     | 7,216      | 7,216      | 7,216      | 7,216      | 7,216      |
| 発行済株式総数（株）                   | 19,944,317 | 19,944,317 | 19,944,317 | 19,944,317 | 19,944,317 |
| 純資産額（百万円）                    | 17,396     | 16,799     | 16,664     | 16,598     | 15,255     |
| 総資産額（百万円）                    | 51,810     | 46,893     | 45,228     | 43,594     | 37,839     |
| 1株当たり純資産額（円）                 | 905.42     | 874.42     | 867.40     | 863.97     | 794.05     |
| 1株当たり配当額（円）                  | 40.00      | 20.00      | 25.00      | 20.00      | 20.00      |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円） | △3.32      | △6.11      | 12.74      | 26.84      | △54.93     |
| 潜在株式調整後<br>1株当たり当期純利益（円）     | —          | —          | —          | —          | —          |
| 自己資本比率（％）                    | 33.6       | 35.8       | 36.8       | 38.1       | 40.3       |
| 自己資本利益率（％）                   | △0.4       | △0.7       | 1.5        | 3.1        | △6.6       |
| 株価収益率（倍）                     | —          | —          | 69.7       | 19.1       | —          |
| 配当性向（％）                      | —          | —          | 196.2      | 74.5       | —          |
| 従業員数（人）                      | —          | —          | —          | —          | —          |

（注）1. 営業収益には、消費税は含まれておりません。

2. 提出会社は純粋持株会社であり、従業員はおりません。

3. 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第55期及び第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

5. 第56期及び第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

6. 第54期、第55期及び第58期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 第56期より、表示単位未満の記載方法を四捨五入から切捨てに変更しております。なお、比較を容易にするため、第55期以前についても表示単位を切捨てに組替えて表示しております。

